



**樹木の改善の要望を受け  
現在取り組んでいます。**

**1回目の質問 さんぺい輝枝**

前回29年3月13日に一般質問していますがその答弁で、長時間労働と脳・心臓疾患の発症との関連を認識されていますが、職員が長時間労働を行わないために、28年度はどのような取り組みを行っているのか伺います。

**総務局総務部給与課答弁**

26年7月に新仕事ダイエツを策定。昨年度からは、管理職による業務マネジメントの一層の推進を図る観点から、完全消灯日において局長等による職場巡回を行い、定時退庁できない場合には、所属長に理由書の提示を求める事とした。

また、勤務終了時に、始業時の朝礼に相当するようなミーティング等を課又は班単位等で実施する取り組みも新たに進めている。

**2回目の質問 さんぺい輝枝**

完全消灯日に定時退庁できない時は理由書を求める事にしたとの、事です。今後分析にも活用いただきたいと思ひます。

前回の答弁で、平成27年度において、国の省庁への派遣や制度改正対応などを理由として、年間で月平均60時間を超えた時間外勤務をした職員の時間外勤務縮減のための対応状況について伺ひます。

**総務局総務部人事課答弁**

省庁への研修生派遣については、派遣期間が1,2年となっているところ、派遣期間中に長時間の時間外勤務を行ったものについて、本市への帰任後の配属先において長期間勤務が継続しないよう労務管理に努めている。

また、制度改正等による繁忙が次年度にも継続する場合について当該所属の年間の業務量の見通し等を踏まえた人員体制となるよう努めた。

なお、平成27年度の時間外数が、月平均60時間を超えた職員の状況ですが、平成27年度は月平均71時間であったものから、翌28年度は平均43時間と縮減された。

**3回目の質問 さんぺい輝枝**

答弁で、繁忙が次年度も継続する場合、人員体制に努めていただき、成果も確認できました。

平成29年7月12日  
一般質問

千葉県職員の時間外労働について  
**働き方改革**  
一般質問を続けます。  
市民サービスに直結！

連合千葉推薦・千葉歯科医師会推薦・民進党所属議員・未来民進ちば会派  
千葉県身体障害者福祉会顧問・千葉県地方自治研究センター理事

千葉市議会議員  
(花見川区選出)



ニュース  
104号



さんぺい輝枝プロフィール

- ・幕張小学校 1年生時在籍
- ・千葉県立東金高等学校卒業
- ・三和銀行員・東京ガス嘱託職員
- ・千葉市職員労働組合特別執行委員 (現)
- ・民主党千葉県連副幹事長 (元)
- ・民進党花見川区支部長 (現)

事務所

〒262-0025  
千葉県花見川区花園1-20-14  
TEL 043-299-1101  
FAX 043-299-1104  
<http://www.sanpei-terue.jp/>  
sanpei3@d3.dion.ne.jp

さんぺい輝枝

次に平成27年度において、繁忙になっていた、子供、保育、福祉部門4課の翌年度の人的配置と改善状況について伺ひます。また、平成29年度の人的配置を含め、今後どのようにしていくのか伺ひます。

**総務局総務部人事課答弁**

当該3部門4課のうち、こども部門の1課については、平成28年度に1名を増員し、一月当たりの時間外勤務の時間数は平成27年度の57時間で28年度は44時間となった。

保育部門の2課は3名を増員し、2課における時間数は平成27年度、平均48時間から、翌平成28年度から、45時間となっている。

福祉部門1課は、1名を増員し、平成27年度の平均49時間から、29時間に減少している。

次に、平成29年度の配置状況は、こども部門1課に1名を、保育部門2課に2名の増員を。引き続き年間業務量の見通しや業務の内容、職場の状況等を踏まえ適正配置する。

**4回目の質問 さんぺい輝枝**

平成28年度は、保育部門の2課で3名、福祉部門1課で1名の増員を行い、時間外勤務の時間数が減少しているものの、増員の効果に差が見られますので、各課の減少の要因について伺ひます。

**総務局総務部人事課答弁**

福祉部門1課について制度改正への対応等の収束が減少要因の一つと考えられます。一方、保育部門2課につきましては、高い保育需要が続くとともに、国の補正予算に伴う新規事業など、新たな業務が生じるなどしたため、時間外の減少が少なかったものと考えている。

**5回目の質問 さんぺい輝枝**

時間外の効果の差について把握されていますので、対策に繋げていただければと思ひます。

次に非常勤職員及び非常勤嘱託職員制度における時間外勤務についての考え方及び時間外勤務を行った場合はどのような対応となるのか伺ひます。

**総務局総務部給与課答弁**

非常勤職員及び、非常勤嘱託職員については、その職に必要な業務量を勘案した勤務時間を設定しており、あらかじめ時間外勤務を想定していない。

裏面へ続きます

## 表面の続きです。

公務上やむを得ない事由により、所属長等から、事前に時間外勤務を行うよう命令を受けて、勤務した場合には、時間外勤務分の賃金等を支払う事になります。

**6回目の質問 さんぺい輝枝** 非常勤嘱託職員が勤務時間を延長して勤務しなければならない場合に、別の日の勤務時間を調整することもあると聞いていますが、このような契約を行った場合、延長勤務分についての賃金を受け取る事はできなくなるのか、また、勤務時間内に業務が終了しないことが見込まれる場合に非常勤職員等はどのように対応したらよいのか伺います。

**総務局総務部給与課答弁** やはり、所属長等が時間外勤務の命令を行った場合には、時間外勤務分の賃金等を支払う事になる。

なお、勤務時間内に業務が終了しないことが、見込まれる場合には、予め、所属長等に業務の状況等を把握し、判断を求めることになる。さんぺい輝枝の意見 これからも取り組みます。

## 保健消防委員会 千葉市霊園設置管理条例の一部改正について 29年第2回定例会

# これからの千葉市霊園に期待

平和公園の管理業務の使用者の高齢化・核家族で承継事務の複雑化で多様化するニーズの的確な対応を図るため、指定管理者制度を導入する。平成30年4月1日～。指定管理者選定評価委員会による今後指定管理者の募集条件、審査基準等の審議と指定管理者の予定候補の選定。

**さんぺい輝枝の質問と意見** 高齢化により、墓参りも有料で代行する事や、市民からの要望の高い、園内バス運行などを、募集段階でも条件としていれることができるのか質問し、前向きな答弁も引き出しました。

指定管理者導入で効果的な税金の執行について注視していきます。

# 認可保育所の整備で、弊害心配!?

29年7月12日 一般質問

(1回目・2回目の質問は割愛させていただきます。)

**3回目の質問 さんぺい輝枝** 認可保育所が認可後の移行先として多い小規模保育事業になると今まで預けていたお子さんが預けられなくなることへの対応策を伺います。

**こども未来局こども未来部幼保支援課・こども未来局こども未来部幼保運営課** 認可外施設が小規模保育事業に移行し、3歳以上の児童が預けられなくなる場合には、市内在住の児童の転所について最優先の取り扱いをしている。

なお、移行により定員が減少する場合は、児童への影響を最小とするための適切な受け皿の確保に努める。

**意見 さんぺい輝枝** やっと探して入所している保育現場から、退所せざるを得ない児童がいるような、市民が困る事のないように対応していただきたい。



# ギャンブル等依存症対策の 抜本的強化を求める意見書について

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の衆参内閣委員会における付帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題について認識するものの、その実態を十分に把握する困難な状況であった。

このような状況の中、政府において、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組む必要がある。

1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

2 本年3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせ、さらなる依存症対策の深化を図ること。

未来民進ちば	○
自民党	○
公明党	○
共産党	×
市民ネット	○
無所属	○

★皆様のご意見・ご要望をお聞かせください。

# 市政広聴会

初当選から6期22年間で280回以上  
広聴会を開催しご好評をいただいています。

日時： 毎月第3土曜日  
13:00～1時間  
場所： さんぺい輝枝事務所



※ご予約は不要ですので、お気軽にお越しください。  
また、ご要望がありましたら、ミニ集会を行います。  
お知り合いやグループ等、集まる機会がありましたらぜひ、お声をかけてください。

## 事務所を移転しました。

新事務所 〒262-0025 千葉市花見川区花園1-20-14  
電話番号は変更ありません TEL 043-299-1101 FAX 043-299-1104

